

令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和6年6月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時 4分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	欠	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                         |                               |
|-------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 岡 敦               | 副 町 長 山 縣 幸 洋                 |
| 教 育 長 山 部 英 之           | 総 務 防 災 課 長 堀 賢 一             |
| 企 画 課 長 稲 田 欽 也         | 会 計 管 理 者 ・ 財 政 課 長 松 嶋 良 治   |
| 町 民 課 長 佐 藤 澄 江         | 税 務 課 長 妹 尾 一 正               |
| 健 康 推 進 課 長 小 川 公 一     | こ ども み ら い 課 長 楠 木 貴 子        |
| 福 祉 介 護 課 長 片 岡 崇       | 産 業 観 光 課 長 池 田 敏 之           |
| 建 設 課 長 渡 邊 孝 一         | 上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志           |
| 教 育 課 長 稲 田 由 紀 子       | 建 設 課 参 事 黒 瀬 純 一             |
| 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆       | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 小 出 優 子 |
| 総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹 石 井 亮 太 郎           |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文      書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

日程第5 報告第1号 令和5年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について

報告第4号 令和5年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

日程第6 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

議案第38号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第39号 やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 町道の路線廃止について

議案第42号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第43号 令和6年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 工事請負契約の締結について（矢掛町健康管理センター大規模改修及びE V棟増築工事の請負契約の締結）

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。

梅雨入り前ではございますが、毎年この時期を迎えますと長雨が気になるところでございます。皆様には、何かと御多忙中の中を御出席いただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、矢掛町議会会議規則第2条の規定により、3番福田京子君から5月31日付けで、本定例会を欠席させていただきたい旨の届出があり、同日付けで受理しております。

また、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番石井信行君と、9番花川大志君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（浅野 毅君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日4日から12日までの9日間といたしたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日4日から12日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中を御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本町議会におきましては、先の臨時会におきまして、浅野議長をはじめといたします新体制がスタートし、最初の定例会となるわけでございますが、従前に引き続きましてよろしくお願い申し上げます。

さて、例年この時期になりますと、梅雨入りによる長雨や台風の発生、集中豪雨などが常に気になるところでございます。

本格的な梅雨時期を迎えるにあたり、大雨による災害を想定する中で、先月29日午前には、鬼ヶ岳ダムにおいて管理連絡会議を開催し、また、同日午後には、災害防止連絡会議を開催いたしました。災害の拡大を防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるよう万全を期してまいります。

さて、この後の町長報告でも申し上げますが、矢掛町合併 70 周年記念事業につきまして、多彩な行事を計画、開催しております。また各地域でのイベントや町民の皆様自ら企画提案して行われる事業も多く開かれます。町民の皆様が、町や地域に愛着を持ち、矢掛愛を持ってこの記念の年を盛り上げていただいております。皆様のお気持ちに感謝を申し上げますとともに、今後も矢掛町全体の活性化と発展を目指し、町民の皆様のニーズを反映しながら町民の皆様に寄り添う施策を展開してまいります。

本議会におきましては、抗がん剤治療の影響でウィッグを必要とされる方など治療で辛い思いをされておられる方々に対する、がん患者アピアランスサポート事業助成金をはじめ、物価高騰対応の為、医療機関・介護施設・障がい者福祉施設等への助成、さらには、各方面から好評いただいております偉人マンガ“矢掛町出身の実業家 渡辺武次郎”の増刷費などを補正予算として上程しております。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について 1 件、条例の制定及び一部改正について 4 件、町道の路線廃止について 1 件、補正予算について 2 件、工事請負契約の締結について 1 件、また、本日報告させていただきます案件は、令和 5 年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越について 4 件の計 13 件であります。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は 9 件でございます。

報告第 1 号、矢掛町地域公共交通計画の策定について、御報告申し上げます。

お手許に配付しております冊子を御覧ください。矢掛町を取り巻く交通環境に目を向けますと、自家用車を主体とした生活スタイルの定着により、町内を運行する公共交通の利用者は減少傾向にあります。

今後、更なる人口減少と高齢化が予想される中、交通手段を持たない高齢者等にとって最適な交通手段の確保や持続可能な公共交通体系の構築が課題となっております。こうしたことを踏まえ、各関係主体の連携の下、公共交通施策の具現化を図るとともに、まちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系を構築することを目指し、矢掛町地域公共交通計画を策定いたしました。

策定にあたりましては、令和 4 年度に町民アンケートとともに交通事業者等への聞き取り調査を実施いたしました。その結果を基に有識者、矢掛町議会、交通事業者、地域住民、国、県等で構成する地域公共交通会議で議論を重ね、素案を作成し、パブリックコメントを経て、このたび策定したものでございます。

概要といたしましては、“公共交通で暮らしや交流を支える住みやすく元気なまち やかげ”を目指す将来像とし、その達成に向け基本目標として、一 地域に適した移動手段の確保、二 公共交通の運行効率化・利便性の向上、三 住民や関係者の連携による持続可能な公共交通の実現を設定いたしました。

今後は、この地域公共交通計画を基に交通事業者と協働して、町民の皆様の暮らしや交流を支える公共交通を実現してまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 2 号、外国語指導助手の採用について、御報告申し上げます。

この事業は、外国青年を英語指導助手として招致し、町内の子どもたちに幼児期から国際感覚を身に付けられるよう、こども園・保育園において英語の巡回指導を行っているものであります。

現在、英語指導助手のケンジ・アンダーソンさんの雇用契約が 6 月末、フィオナ・プラット＝マクドナルドさんの雇用契約が 7 月末で終了いたします。そこで後任として、お手許に資料を配付しております

が、アメリカ合衆国より2名、新しく招致する予定であります。

エミコ・アベさんは、ノースカロライナ州出身でオーバリン大学で神経科学を専攻していました。

もう一人のノア・ライプリーさんはミズーリ州出身でミズーリ大学で国際研究と物理学を専攻していました。矢掛町で子どもたちに英語指導することに大変意欲を示されています。

エミコさん、ノアさんを英語指導助手として採用することにより、引き続き英語教育を発展させ、ますます英語・外国語に馴染むよう、身近な親近感を持つよう、国際交流の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和5年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和6年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付し、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めており、昨年度は合計9区画を売却いたしました。町内では現在3か所で分譲地を販売中でございます。

また、中地区ではカモ井加工紙の新工場用地として令和5年度に着工し、第1工区の引渡しを完了いたしました。現在、第2工区の完了に向けて工事を進めております。

定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き、積極的な事業展開を図ってまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

報告第4号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただきます、御報告させていただきます。

矢掛町観光交流推進機構は、町の100パーセント出資により平成31年4月に発足し、令和4年3月28日付けで、観光庁の観光地域づくり法人地域DMOに登録されております。

観光客や来訪者の動向やニーズを適宜捉え、さまざまな事業を実施し、町内全域の事業者や団体とも連携を図りながら、町内への誘客を促進しています。さらに、テレビやラジオなどのメディアやSNSを使い、効果的に矢掛町の観光情報を発信し、矢掛町の認知度の向上に寄与しております。

令和5年度につきましては、まるごと道の駅活性化事業やまるごと商店街賑わいづくり創出事業等を実施しておりますが、新たな魅力として町内の飲食店と連携した“クリームソーダIN矢掛”のキャンペーンを企画し、若者からお年寄りまで多くの方に矢掛町に興味を持っていただき、来訪していただきました。

また、矢掛町と共催したやかげキッズフェスティバルでは、従来のイベント内容に加え、縁日やフードコートなど町内の多くの子どもたちが親子で楽しんでもいただけるイベントを運営し、多数の来場者で賑わいました。

今後も、この矢掛町観光交流推進機構と連携しながら、町民の皆様と観光客の方々が一体となれる空間、来てよかった、住みたいまちを目指してまいりますので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第5号、矢掛町と岡山県立矢掛高等学校との連携協力に関する包括協定の締結について、御報告

申し上げます。

このたび、矢掛町は岡山県立矢掛高等学校と多様な分野において包括的な協力関係を築き、連携を深め、若者世代のまちづくりへの参画機会を増やすとともに、継続的にまちづくりに関わり続ける環境を作り、地域においてさまざまな分野で活躍できる人材を育てていくことを目的として、連携協力に関する包括協定を締結いたします。

協定の調印式につきましては、6月19日午前11時から矢掛高校内にありますユネスコサロン Forest で実施予定でございます。

現在、岡山県内に公立高校は、55校あります。岡山県立矢掛高等学校は、いわゆる旧制中学ですが、岡山県下4番目の県立中学校として明治35年に開校して以来122年に渡って経済界、政界、教育文化界など多方面に多くの人材を輩出してきた歴史と伝統のある、矢掛町で唯一の高等学校であります。また、矢掛高校は、至誠力行の校訓の下、普通科、地域ビジネス科の各コースの特色と地域からの学びを活かし、生徒一人ひとりの充実した進路実現を目指すことをミッションとしております。

なお、矢掛町は、今までも矢掛高校に対しましてさまざまな支援を行ってまいりました。今年度も矢掛高校魅力化事業として約1,600万円の支援措置をしております。

このたびの協定の締結によりミッション、目標の実現のため、矢掛町が矢掛高校を包括的に支援することをより明確にするものでございます。

矢掛町といたしましては、まちづくり、地域の活性化、人材育成、地域の小・中学校の取組を踏まえた高等学校教育の魅力づくりの推進、教育環境の整備等の連携・協力により、矢掛高校と協働のまちづくり、町全体の活性化、地域社会との交流の推進につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第6号、矢掛町合併70周年記念事業第74回社会を明るくする運動地域住民の集い及び教育講演会の開催について、御報告申し上げます。

7月は全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間として全国一斉に展開されます。この一環として、本町でも来たる7月12日金曜日午前9時から町内一円の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付いたしておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが、矢掛町合併70周年記念事業として、午後1時45分からは地域住民の集いをやかげ文化センターホールにおいて開催いたします。

式典の後は、午後2時15分から教育講演会を開催いたします。講師にスマイルナビゲーター・うつ病家族支援アドバイザーの望月美由紀氏をお迎えし、“笑顔を咲かせるヒント～笑顔でメンタルUP 免疫力UP～”と題しまして、心の元気や前向きに生きる大切さ、イライラした時不安な時こそどのようにしたら笑顔になれるのか等について、御自身の御経験や免疫学を基にお話ししていただきます。なお、入場は無料です。

町民の皆様、また議員の皆様におかれましても、御聴講くださいますよう御案内申し上げます。

報告第7号、矢掛町合併70周年記念特別展“判じ絵展～江戸のなぞなぞに挑戦～”の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じます。やかげ郷土美術館では、7月20日の土曜日から9月1日の日曜日まで、矢掛町合併70周年記念特別展 判じ絵展～江戸のなぞな

ぞに挑戦～を開催いたします。この特別展では、江戸時代に子どもから大人まで大流行した、絵でみる  
なぞなぞ ―― 判じ絵の浮世絵版画を展示いたします。現代人のユーモアとセンスで、親子、家族と共  
に知恵を出し合って江戸の心を楽しんでいただきたいと思います。お待ちしております。

入館料は、一般 800 円、中学生高校生 400 円、小学生 200 円です。議員の皆様には、開会式典への御  
案内をさせていただきます。御多忙中とは存じますが、ぜひ開会式典に御出席いただきますとともに、  
数々の判じ絵をお楽しみくださいますよう、よろしくお願いいたします。

報告第 8 号、矢掛町合併 70 周年記念やかげ未来まちづくりフォーラムの開催について、御報告申し  
上げます。

7 月 31 日の水曜日午前 10 時からやかげ文化センターホールにおきまして、やかげ未来まちづくりフ  
ォーラムを開催いたします。第 1 部では、矢掛中学校・矢掛高等学校の生徒が、まちづくりをテーマに  
矢掛町の現状や課題解決に向けて提案発表をしていただきます。第 2 部では、私の考える 10 年後の矢  
掛町と題して、岡山大学研究・イノベーション共創機構准教授の岩淵 泰先生のお話と生徒たちを交え  
たパネルディスカッションを行います。

未来の矢掛町を担う中学生、高校生にまちづくりについて主体的に考える場といたしたいと思ってお  
ります。一般の方も入場できますので、お誘い合わせの上、御来場ください。議員の皆様も御聴講く  
ださいよう、よろしくお願いいたします。

報告第 9 号、矢掛町合併 70 周年記念事業、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の開催について、御  
報告申し上げます。

8 月 11 日日曜日、矢掛総合運動公園多目的グラウンドを会場といたしまして、夏期巡回ラジオ体操・  
みんなの体操会を開催いたします。この体操会は 1953 年から続いているイベントで、全国ラジオ体操連  
盟やNHKなどの共催により、夏休み期間中全国各地で行われるものでございます。

この事業は、町民の皆様の健康づくりの推進のきっかけとしていただきたく、矢掛町合併 70 周年記念  
事業の一つといたしまして、本町での開催に向けて要請しておりましたものがこのたび決定したもので、  
平成 20 年以来 2 回目の開催となります。また、会場での模様は、当日の午前 6 時 30 分から 10 分間  
NHKラジオで全国放送されます。

当日は、この体操会へ多くの方が参加していただけますよう、諸準備を進めているところでござい  
ます。この体操会 ―― いわゆるNHKラジオ体操を契機として、町民の皆様の一層の健康増進につなげ  
てまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。ありがとうございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと  
思います。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお  
願ひいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、  
持参による陳情の提出がありましたので、陳情文書表のとおり配付いたしておりますから、御覧くださ  
い。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（浅野 毅君） 日程第4, 議案第36号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは, 議案第36号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて, 提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります小野弘隆氏の任期が, 本年8月31日をもって満了し, 引き続き小野氏を選任するもので, 地方税法第423条第3項の規定によりまして, この議会に同意を求めるものでございます。

経歴につきましては, お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。

再任ということでありますので簡単に紹介させていただきますと, 小野氏は, 令和2年6月からこの審査委員会委員をお願いしておりまして, 今回, 再任をお願いするものでございます。任期は, 本年9月1日から3年でございます。なお, 選任後の審査委員会の委員は, 神田雅則氏, 岸野憲二氏に小野氏を加えて3名でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第36号は, 原案のとおり同意することに決して, 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって, 議案第36号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては, 原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 報告第1号 令和5年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について

報告第4号 令和5年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第5, 報告第1号から報告第4号までの繰越しの報告案件4件を一括議題といたします。それでは, 報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは, 報告第1号から報告第4号までの各会計の繰越しについて御説明申し上げます。

まずは, 報告第1号, 令和5年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが, これは, 地方自治法第213条第1項の規定によりまして, 令和6年度へ予算を繰り越し, 地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして, この議会に提出し, 報告させていただくものでございます。

昨年12月及び本年3月定例会におきまして繰越しの決定をいただいております、ふるさと納税事業など19事業で、4億9,422万2,000円を、令和6年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第2号、令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書についてでございますが、これは、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定によりまして、令和6年度へ予算を繰り越し、同項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

今回報告いたします繰越事業は、令和5年度から令和6年度までの2年間の継続費事業で実施しております浄化センター長寿命化事業で、令和5年度の年割事業費の内、支払い義務の生じなかった1億440万円を、令和6年度へ通次繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第3号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算の繰越についてでございますが、これと次の報告第4号につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和6年度へ予算を繰り越し、同条第3項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

今回報告いたします繰越事業は、上水道整備3事業でございまして、上水道事業が3,500万円、新水源開発事業が2,500万円、老朽管更新事業が6,800万円の合計1億2,800万円を令和6年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第4号、令和5年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についてでございますが、今回、報告いたします繰越事業は、下水道整備3事業でございまして、農業集落排水施設統合事業が7,200万円、ストックマネジメント事業が5,300万円、下水道事業が120万円の合計1億2,620万円を令和6年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 次に執行部に詳細な説明を求めます。財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、報告第1号、令和5年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、見開きで、繰越計算書でございます。右側のページの1列目、翌年度繰越額が、実際に繰越しをした額でございます。本年度は、全部で19事業ございまして、上から順に説明させていただきます。

まず、一番上から、総務費として、ふるさと納税事業、先行予約分返礼品送付で、繰越額5,336万円、特定財源はふるさと納税寄附金、完了予定は来年3月末でございます。

次の防災対策事業、里山田団地1号線は、繰越額510万2,000円、特定財源は緊急自然災害防止対策事業債、事業は完了済でございます。

次が浸水対策事業、中町裏排水ポンプで、繰越額1,150万円、特定財源は緊急自然災害防止対策事業債、完了予定は10月末でございます。

次が賦課徴収事業、税務システム改修で、繰越額140万3,000円、事業完了は12月末の予定です。

次が戸籍住民基本台帳事業、戸籍システム改修で、繰越額1,431万1,000円、特定財源は国庫補助

金、完了予定は来年3月末でございます。

続いて、民生費、電力等価格高騰支援給付金事業で、繰越額4,027万3,000円、特定財源は国庫補助金、完了予定は6月末でございます。

続いて、衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、繰越額90万3,000円、特定財源は国庫負担金・国庫補助金、完了予定は6月末でございます。

続いて、農林水産業費で、治山事業、治山流路工対策（寺谷）で、繰越額140万円、特定財源は緊急自然災害防止対策事業債、完了予定は6月末でございます。

続いて、商工費、観光施設整備事業、駐車場整備で、繰越額634万8,000円、特定財源は過疎対策事業債、完了予定は6月末でございます。

続いて、土木費として、道路メンテナンス事業、羽無東線1号橋で、繰越額2,360万円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債、完了予定は7月末でございます。

次が道路改良（道整備交付金事業）、辻堂線ほかで、繰越額4,470万円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債、完了予定は来年3月末でございます。

次が道路改良（起債事業）、藤ノ棚線ほかで、繰越額550万円、特定財源は過疎対策事業債、完了予定は12月末でございます。

次が狭あい道路整備等促進事業、北の前線ほかで、繰越額3,400万円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債・公共事業等債、完了予定は来年3月末でございます。

次がかわまちづくり事業で、繰越額3,100万円、特定財源は企業版ふるさと納税・過疎対策事業債、完了予定は来年3月末でございます。

次が運動公園建設事業、噴水更新で、繰越額2,940万円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債、完了予定は8月末でございます。

次が都市再生整備計画（基幹事業）、市街地中央線ほかで、繰越額1億7,300万円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債・緊急自然災害防止対策事業債、完了予定は来年3月末でございます。

続いて、教育費として、重要伝統的建造物群保存地区保存事業、伝建防災計画策定で、繰越額795万3,000円、特定財源は国庫補助金、完了予定は9月末でございます。

次が文化センター管理事業、ホールアンプ・スピーカー等更新で、繰越額146万9,000円、特定財源はふるさと納税寄附金、事業は5月末に完了しております。

最後に、災害復旧費で、農業用施設災害復旧補助事業、山手井堰で、繰越額900万円、特定財源は県補助金・補助災害復旧事業債、完了予定は来年3月末でございます。

以上、19事業で合計4億9,422万2,000円の繰越しとなっております。以上で一般会計の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、報告第2号、令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書について、御説明いたします。

一ページお開きください。見開きで、令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書を載せております。

事業名、浄化センター長寿命化事業でございますが、事業の内容といたしましては、矢掛浄化センターの汚水処理監視制御設備及び紫外線消毒設備の更新工事でございます。

この事業は、総額2億500万円の継続費予算に基づき、令和5年度から令和6年度にまたがる契約により、工事を実施しているところでございます。

令和5年度の継続費予算の年割額といたしましては1億440万円で、その内令和5年度中の支払義務の発生額はなく、残額の1億440万円につきまして翌年度に逐次繰越を行うものでございます。

また、翌年度逐次繰越額に係る財源の内訳といたしましては、国庫補助金4,525万円、企業債4,720万円、その他資本的収入、こちらは笠岡市からの建設工事負担金になりますが、1,185万7,000円、過年度損益勘定留保資金、9万3,000円でございます。

続きまして、報告第3号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

一ページお開きいただき、見開きで、令和5年度矢掛町水道事業会計予算繰越計算書を載せております。

繰越しを行います事業は3事業で、まず事業名で上水道事業でございます。内容といたしましては、中地区工場用地造成工事に伴います配水管移設工事2契約及び町道改良工事に伴います配水管移設工事1契約でございます。翌年度繰越額は3,500万円で、財源といたしましては、その他資本的収入、こちらは工事負担金になりますが3,500万円全額でございます。

繰越しの理由といたしましては、配水管移設業務の委託者都合によるもので、早期に工場用地造成を図るため、それと町道改良工事の施工スケジュールによるものでございます。なお、工期につきましては、6月25日を予定しております。

次に、新水源開発事業でございます。内容といたしましては、近年の異常気象による揚水量不足に対応するための水源開発実施設計業務委託でございまして、翌年度繰越額は2,500万円、財源といたしましては、損益勘定留保資金2,500万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、断水発生のリスク低減のため、早期に新水源からの揚水を実現するため、新年度を待たず令和5年度予算での発注を行ったものでございます。なお、工期につきましては、令和7年1月31日を予定しております。

次に、老朽管更新事業でございますが、内容といたしましては、経年により老朽劣化した塩化ビニール管につきまして、耐震管に更新を行うための工事3契約及び委託業務1契約でございまして、翌年度繰越額は6,800万円で、財源といたしましては企業債6,800万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、町道舗装改良工事の実施前に配水管の先行埋設を行い、舗装復旧工事費用の抑制を図るためでございまして、舗装改良工事のスケジュールによるものでございます。なお、工期につきましては7月25日を予定しております。

続きまして、報告第4号、令和5年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

一ページお開きいただきまして、見開きで令和5年度矢掛町下水道事業会計予算繰越計算書を載せております。

繰越しを行います事業は3事業で、まず、事業名で農業集落排水施設統合事業でございますが、内容といたしましては、農業集落排水処理施設の統合に伴います、中汚水中継ポンプ場の改築工事1契約及び現場技術業務委託1契約、また、矢掛浄化センターの場内整備工事2契約でございます。翌年度繰越額は7,200万円で、財源といたしましては、国庫補助金3,600万円、企業債3,370万円、益勘定留保資金230万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、全国的な電子部品の供給遅延によるものでございます。なお、工期

につきましては、6月30日を予定しております。

次に、事業名でストックマネジメント事業でございますが、こちらは矢掛浄化センターの耐震・長寿命化工事3契約及び第2期ストックマネジメント計画策定業務委託1契約でございます。翌年度繰越額は5,300万円で、財源といたしましては、国庫補助金2,436万円、企業債2,860万円、損益勘定留保資金4万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、耐震・長寿命化対策等を早期に実施するため、また、財源である国庫補助金を確実に確保するため、国の令和5年度追加配分を令和6年3月に受けたためでございます。なお、工期につきましては、令和7年3月25日を予定しております。

続きまして、事業名で下水道事業でございます。こちらは、東三成地区の岡山県農業共済組合備南支所の新築に伴います、公共マスの設置工事。こちらは、NOSAI岡山からの受託工事でございます。

翌年度繰越額は120万円で、財源はその他資本的収入、こちらは組合からの工事負担金で120万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新事務所建築工事の着手に間に合わせるため、委託者の都合によるものでございます。なお、こちらの事業につきましては、5月31日に完了しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 報告が終わりました。御質疑はありますか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 8番。一般会計のかまちづくり事業のこの内訳をちょっと。設計繰越しは2,000万だというふうに聞いておったんですが、そのほかのことがちょっと分からないので、この内訳を教えてくださいたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** はい。財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** はい。報告第1号の一般会計で繰越明許費の中、かまちづくり事業の3,100万円の内訳ということでございます。2,100万円が委託、1,000万円が工事という状況となっております。

（発言する者あり）

**○財政課長（松嶋良治君）** 3,100万円の内、2,100万円が委託。

〔8番石井信行君「何のですか」と呼ぶ〕

**○財政課長（松嶋良治君）** 測量です。1,000万円が工事でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。よろしいですか、石井君。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** それでは、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、令和5年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、令和5年度矢掛町下水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第3号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について、報告第4号、令和5年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了します。

~~~~~

日程第6 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
議案第38号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 39 号 やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 40 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 41 号 町道の路線廃止について

議案第 42 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 43 号 令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 44 号 工事請負契約の締結について（矢掛町健康管理センター大規模改修及び E V 棟増築工事の請負契約の締結）

○議長（浅野 毅君） 日程第 6，議案第 37 号から議案第 44 号までの条例制定及び改正案件 4 件，町道の路線廃止案件 1 件，補正予算案件 2 件及び工事請負契約の締結案件 1 件の計 8 件を一括議題といたします。それぞれの提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは，議案第 37 号から議案第 44 号までにつきまして，提案理由を御説明申し上げます。

まず始めに，議案第 37 号から議案第 40 号までにつきましては，条例の制定及び一部改正に関するもので，いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

議案第 37 号，矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてでございますが，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い，条例を制定するものでございます。

詳細につきましては，税務課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 38 号，地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う諸規定の整備をするものでございます。

詳細につきましては，税務課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 39 号，やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，この改正は，やかげ文化センターの付属設備器具の更新に伴い設備器具の登録と使用料単価の改正を行うものでございます。

詳細につきましては，教育課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 40 号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，令和 6 年の介護報酬改定に伴い入所利用者の居住費の改正を行うものでございます。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 41 号，町道の路線廃止についてでございますが，こちらは，町道の廃止に当たり，道路法第 10 条第 3 項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 42 号及び議案第 43 号の各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。

いずれも、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 42 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 9,200 万円の増額で、補正後の予算総額は 99 億 4,200 万円となっております。主な内容としたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

まず、民生費と衛生費へ、さまざまな物の価格高騰が継続している中、国により報酬等の単価が設定されていることから、経費の増大を報酬等へ転嫁することができず、厳しい経営を迫られている町内の医療機関や介護施設、障がい者福祉施設等へ支援金を支給するため、所要の経費を計上しておりますほか、同じく衛生費へ、がん患者の方々の就労や社会参加を支援するため、がん治療に伴う外見の変化に対するサポートとして、ウィッグ等の購入費に対する助成、がん患者アピアランスサポート事業助成金を新たに計上しております。また、教育費へは、文化庁の委託事業を活用して、和楽器等の体験イベントや教室を開催し、子どもたちに伝統文化への興味関心を高めてもらうため、伝統文化親子教室事業の実施に係る経費を計上いたしております。その他、主なものとしまして、衛生費へ 10 月から定期接種が開始される予定の新型コロナワクチン接種に係る接種委託料を、土木費へは民間賃貸住宅等建設補助金の追加分を、それぞれ計上いたしております。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は、300 万円増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 44 号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、矢掛町健康管理センター大規模改修及び E V 棟増築工事の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 37 号から議案第 44 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（妹尾一正君） それでは、議案第 37 号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、御説明申し上げます。

一ページおめくりください。このたびの条例改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の適用年限が 3 年間延長されたことに伴い、3 年間の時限で条例を制定するものであります。

第 1 条の趣旨ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第 8 条の規定に基づき、製造業の設備の取得をした者に係る固定資産税の課税免除を規定するものでございます。

第 2 条では、課税免除の範囲を定めており、取得額の合計額について、業種の事業により課税する固定資産税の課税免除を規定しております。1 号では、製造業又は旅館業で、取得価格の合計額が 500 万円以上の取得に対して課する固定資産税について課税免除としております。なお、資本金の額等が 5,000

万円を超え1億円以下である法人の場合は1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円としております。2号では、情報サービス等又は農林水産等販売業で、取得価格の合計額が500万円以上の取得に対して課する固定資産税について課税免除としております。第2項では、課税免除の期間として、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3か年度としております。

第3条では申請書の提出について、第4条では変更の届出について、第5条では虚偽の申請者等に対する措置についてを規定しております。第6条では課税免除の取消について、第7条ではこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしており、令和9年3月31日限りその効力を失うとしております。この条例により現時点で算定しますと、令和6年度では該当の事業者はありません。なお、減収額の75パーセントが普通交付税で補填されることとなっております。

以上で、議案第37号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明させていただきます。

このたび、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が令和6年3月31日に一部改正され4月1日に施行されたことに伴い、事業者が整備計画の認定を受ける期限を2年間延長し、また、整備計画認定から特例対象資産の取得までの期限を2年から3年に延長するものでございます。

改正文を一枚おめくりいただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。下線をしております箇所が改正部分でございます。第2条中の令和6年3月31日を令和8年3月31日に、2年を3年に改めるものでございます。なお、附則といたしまして公布の日から施行し、令和6年度以降の年度分の固定資産税から適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（妹尾一正君） 大変失礼いたしました。新旧対照表のほうは付けておりませんでしたので、本文のほうで先ほどの御説明とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 石井君、よろしい？はい。

○8番（石井信行君） 新旧対照表を後からでもいいですから付けていただきたい。

○議長（浅野 毅君） 今、付けるゆうことでお話になりました。はい。

○税務課長（妹尾一正君） 大変失礼いたしました。後ほど、資料のほうは御用意させていただきます。大変失礼いたしました、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） では、お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（浅野 毅君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案説明を続けます。教育課長。

○教育課長（稲田由紀子君） 議案第 39 号、やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

資料で説明させていただきますので、資料番号 2 を御覧ください。一枚おめくりいただきまして、新旧対照表となっております。右の表が現行、左の表が改正後を示しております。

改正は、第 10 条で使用料について規定しております。第 1 項中、別表第 1 に定める使用料を“納付”としていたものを“前納”に改めるものです。従来、第 2 項において、“前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。”と規定されていましたが。実質、許可は使用前に行っており、使用料の支払いについて、使用前までのいわゆる“前納”という文言に改正しております。

そして、ただし書き以降を追加しています。冷暖房については、その時の天候に応じて利用されることがありますので、“ただし、冷暖房使用料は、使用後に納付することができる。”を追加しております。

そして、別表第 2 は、やかげ文化センターの附属設備等使用料が載っています。一枚おめくりください。今回、改正、追加したものを赤字にしています。

ナンバー 10 に紗幕を追加し、16 黒板をホワイトボードに変更しております。17 展示パネルは、使用不可のため廃棄しましたので削除し、以降の番号を繰り上げています。右のページの 30 移動用スポットライト、一枚おめくりいただきまして、42 テープレコーダー、44MD プレーヤーは使用不可のため廃棄しております。45 落語セットは、単品で使用可能ですので削除しています。46 ステージスピーカーは削除し、新規で導入した 41 移動用スピーカー（大）は 1 式 3,000 円、42 移動用スピーカー（小）は 1 台当たり 500 円としています。43 アンプ、44 マルチケーブル、45 リハーサル室音響操作卓は、音響器具ですが次の（4）映写器具等に記載されていたので、区分を正しくし、右のページの 53, 58, 59 を削除しています。46 プロジェクターは、ホール備え付きのもので 3,000 円とし、47 16 ミリ映写機、48 スライド、右のページの 51 オーバーヘッドプロジェクター、52 音響等操作卓（大）、54 ビデオプロジェクター（大）、55 ビデオプロジェクター（小）、56 資料展示装置、57 カラオケ装置については、使用不可のため廃棄しており、削除しています。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 39 号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第 40 号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の改正文でございますが、説明は、資料のほうでさせていただきますので、資料番号 3 を御覧ください。

一枚おめくりいただきまして、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。令和 6 年度の介護報酬改正により、介護老人保健施設の利用料を定めている別表を改正するもので、表の右が改正前、左側が改正後となっております。

別表、入所者利用料中、基本利用料につきまして、一人部屋の居住費を 1 日につき 1,668 円から 1,728 円に、二人・四人部屋の居住費を 1 日につき 377 円から 437 円に改めるものでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和 6 年 8 月 1 日より施行するものと定めております。

以上で、議案第 40 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（浅野 毅君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、議案第 41 号、町道の路線廃止について御説明をさせていただきます。

二ページおめくりいただきまして、町道の廃止調書を御覧ください。このたび廃止する路線は、里山田地区の町道提外線、路線延長 162.9 メートルの 1 路線でございます。次ページに路線の位置図を貼付しておりますので、御覧ください。

廃止の必要が生じた経緯としましては、この路線はかわまちづくり計画用地に認定されております。現状は未舗装道路であり、今後の事業計画に照らし合わせ、本議会において当路線の廃止を上程させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 42 号から 44 号まで御説明申し上げます。

まず、議案第 42 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。今回の補正は、9,200 万円を増額するもので、内容につきましては、この後、事項別明細書で説明させていただきますが、その前に、第 2 条、地方債の補正を御説明いたしますので、4 ページをお開きください。

4 ページ第 2 表地方債補正で、変更 2 件でございます。まず、道路新設改良事業は、国庫補助の内示に合わせて、事業費増となった狭あい道路整備等促進事業に過疎対策事業債を 730 万円、さらに充当率 9 割、交付税措置率 22.2 パーセントの公共事業等債を 120 万円、合計 850 万円充てるもので、限度額を補正前 1 億 400 万円から、補正後 1 億 1,250 万円に増額するものでございます。

次のかわまちづくり事業は、国庫補助金の内示に合わせて、充当していた過疎対策事業債を同額減額するもので、限度額を補正前 1 億 3,140 万円から補正後 8,890 万円に 4,250 万円を減額するものでございます。

続いて、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思いますので、14 ページをお開きください。14 ページから、事項別明細書の歳出でございます。歳入については、歳出の財源内訳の中で説明をさせていただきます。

まず総務費では、一般管理費で宇内公会堂修繕に係る補助金を、企画費で地域おこし協力隊に係る予算の組替えを、定額減税補足給付事業費で事務費の追加をそれぞれ計上し、定額減税補足給付事業費へは国庫補助金を充当しております。

次の民生費・社会福祉総務費及び次の衛生費・保健衛生総務費へは、物価高騰による経費の増加に対する町内の介護・福祉事業所や医療機関への支援金を計上し、国の交付金を充当しております。

次の予防費では、10 月から定期接種となる、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費を計上しております。財源は、国庫補助金でございます。

次の健康増進費では、新規事業として、がん患者アピアランスサポート事業助成金を計上し、財源へ県補助金を充当しております。

続いて、16 ページを御覧ください。健康管理センター管理費では、改修工事に伴うセンター休館による、使用料返還金の不足見込分を計上しております。

続いて、5 款農林水産業費、畜産振興費では、旧育成牧場の送水設備に係る修繕料の追加分を計上し

ております。次のかんがい排水費では、排水機場能力検証調査に係る経費、危険ため池廃止工事に係る工事費、かんがい排水工事補助金の追加分をそれぞれ計上しております。財源は、排水機場能力検証調査へ充当する排水施設基金繰入金と、ため池工事費へ充当する国庫補助金でございます。次の林道改良費は、林道羽無線改良に係る予算の組替えでございます。

次の7款土木費、建築行政費では、民間賃貸住宅等建設補助金の追加分を計上し、財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。

続いて、18 ページを御覧ください。道路新設改良費では、国庫補助金の割当内示に合わせて、狭あい道路整備等促進事業の工事費増額を計上し、国庫補助金及び町債を充当しております。

次のかわまちづくり事業費では、国のデジタル田園都市国家構想交付金が採択されたことに伴う財源更正を計上しております。

次の教育費、小学校費の学校管理費では、ICT教育支援等に係る国庫補助金の決定に伴い、財源更正を計上しております。また、教育振興費では、中川小学校における学校安全総合支援事業に係る経費の追加に伴う調整を計上し、県委託金を充当しております。

続いて、20 ページを御覧ください。中学校費は、小学校費と同様、ICT教育支援等に係る国庫補助金決定に伴う財源更正を計上しております。

次の社会教育費、社会教育総務費では、財源更正として、重伝建の保存事業補助金に対する県補助金を充当しております。

次の文化振興費では、昨年度作成した矢掛の偉人マンガの増刷に係る経費と、文化庁の委託事業を活用した伝統文化親子教室事業の実施に係る経費を計上しております。特定財源は、親子教室事業に係る受託収入でございます。

次の美術館費では、財源更正として、美術館での竹のオーケストラと書道パフォーマンスに対するマルセンスポーツ・文化振興財団からの助成金を計上しております。

続いて、22 ページを御覧ください。

体育施設管理費では、本年度から運動公園の使用料を指定管理者が直接収入することとしたことに伴い、本年度の施設使用のうち、前年度中に町が収入した使用料分の指定管理者への負担金を計上しております。

次の、諸支出金、ふるさと応援基金費では、ふるさと納税寄附金を民間賃貸住宅等建設補助金に充当することに伴い、充当額と同額の基金積立金の減額を計上しております。

最後に、予備費としまして、26 万 5,000 円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第 43 号、令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

補正額は 300 万円で、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思いますので、8 ページをお開きください。

まず、3 歳出でございますが、宇内公会堂修繕経費の一部を自治会に対して補助するものでございます。前のページ、6 ページに戻っていただいて、2 歳入にありますように、運営基金からの繰入金を財源として充てることといたします。

説明は以上でございます。

続いて、議案第44号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

記1で、工事名が矢掛町健康管理センター大規模改修及びエレベーター棟増築工事でございます。2
施工位置は、矢掛町矢掛地内で、3契約の方法は、指名競争入札で去る5月28日に7社を指名いたしま
して入札を行いました。その結果、最低価格で入札した株式会社矢建が落札いたしました。

落札率は94.7パーセントで、請負金額は2億4,090万円消費税込みでございます。工期は契約の日
から令和7年2月28日まででございます。工事概要につきましては、資料のほうで説明させていただ
きますので資料番号4をお開きください。表紙をおめくりいただきまして、左部分が改修前、現在の状
況です。矢印がありまして、右部分が改修後の図でございます。

工事概要につきましては、右端の中ほどにありますように、解体工事一式、屋根吹替工事一式、エレ
ベーター棟増築工事一式、内部改修工事として、トイレのバリアフリー化、診察室・検査室の設置、相
談室の増設、ふれあいルームの整備、そして、外壁改修工事一式でございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 提案理由及び詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議  
を明日5日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の本会議は5日  
の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会いたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午前11時 4分 散会